

「デジタルジャパン」の原案等の策定に関するパブリックコメント結果概要

(1)「デジタルジャパン」の目標について

(2) 目標を達成するために必要な取組について

分野1:「国民を元気にするエコな電子行政とデジタルアーカイブの実現」関連

分野2:「日本健康情報スーパーハイウェイ構想の実施」関連

分野3:「環境対応型・知識創造型新産業の創出」関連

分野4:「世界最高水準の情報・知識活用訓練の実施」関連

分野5: その他(分野1～4に分類されないもので、特筆すべきもの)

(※ 意見中のカッコ付きの番号はパブコメ受付番号。)

(※ 当該資料は、専門調査会事務局がパブコメの類似の意見をまとめたもの。)

(1) デジタルジャパンの目標について

	意見
	<p>【目標設定について】</p> <p>○IT 先進国をリードする IT 社会の構築をどのように推進するのか、戦略、目標、施策を体系的・具体的に示し、「何を・いつまでに・どれだけ」実行するのがわかるように、明確な期限付きの数値目標(国民が実感できる指標)をすべてに設定すべき。(2)(11)(33)(61)</p> <p>○ゆとりまで奪わない「無駄取り」の実現により、「ひとを大切に」「持続可能な」「夢を持てる」社会、すべての市民や企業が努力や工夫が活かせる社の構築。(13)(35)</p> <p>○重点化するため、施策は「電子行政(地方自治体を含む)」「医療・社会保障」「安全・安心な社会(安全な社会インフラ、消費者行政など国民の安心)」「産業力強化(ものづくり、中小企業、農業、研究開発含む)」「人材育成・教育」の6分野に絞るべき。(33)</p> <p>○柱1については、国家全体で早急に取り組むべき施策を絞り込み、「政府と地方自治体が総がかりで取り組む国民視点のデジタル先進社会」とし、その柱の中に、電子行政を実現するための重点施策を全て集約すべき。(61)</p> <p>○医療・福祉分野の IT 化及び電子行政分野の政策推進では、現在の政策目標について優先順位を明確にすることや目標設定を見直す等、アクションプラン上の柔軟な見直しを行いつつ、国民に見える形での具体的成果につなげることが重要。(24)</p> <p>○現今の経済情勢の下では、<柱2>を特に緊急政策の柱にすべきであるとともに、あるべき社会の方向付けとして提示すべき。(51)</p> <p>○柱2を、「国民・地域社会・企業が活性化されるデジタル成長社会」とし、産業競争力強化、新産業や新市場の創出をイメージできる分類とすべき。(61)</p> <p>【新戦略の検討・策定について】</p> <p>○国内向き議論ではなく、我が国がアジアをはじめ世界に貢献する国家たるべき。(13)(42)</p> <p>○価値・効果のみならず、それを支える技術の強化という面からも十分議論すべき。(13)</p> <p>○国民生活や企業活動等に対する不安感を払拭することを目指し、「国民の権利保護」という観点を考慮すべき。(23)</p> <p>○新戦略が全体の中で適切に推進されるよう、行程管理ガイドラインの策定が必要。(46)</p>

	<p>○3ヵ年緊急プランの策定に当たっては、雇用を中心に短期的な効果を狙う必要があるが、ばら撒きではなく、その成果が中長期的な新戦略の前段階となり、中長期的な国際競争力の強化や持続可能な活力ある社会に実現につながるように位置づけるべき。(61)</p> <p>○中長期的な新戦略は、今後わが国が目指すべき方向性を示す羅針盤となる極めて重要な戦略であることに鑑み、十分な検討が必要、かつ、最終案を固める前の段階で、パブリック・コメントに付すなどして国民からの意見を反映する機会をもう一度設けるべき。(61)</p> <p>【新戦略の実施主体の強化について】</p> <p>○政府全体の経済成長戦略において、IT がその主要な原動力として位置づけられ、権限と責任の所在を明確にすることにより、国が積極的に財政投入できる内容とすべき。(42)(61)</p> <p>○現戦略から経済成長と雇用創出に効果のある重点分野を絞り込み、特に、緊急対策については各省横断的な対応が必要なため、省庁縦割りの弊害を排し、IT 戦略本部へ権限と財源を集中させ、トップダウンでスピード感を持って推進できる体制にすべき。(11)(33)(61)</p> <p>【現行戦略との関係について】</p> <p>○現戦略において各府省庁の抵抗等でデッドロックに乗り上げている施策については、従来の慣習を打破した一括型の新法の迅速な制定、IT 戦略本部主導による大規模な予算措置など、大胆な政策運営を通じ早急に実現すべき。(61)</p> <p>○現行戦略における IT 新改革戦略評価専門調査会が築いてきた PDCA サイクルを回す仕組みをはじめ、優れた取り組みは継続するべきであり、またこれまでの取り組みにおける課題を明確にし、反省点・改善すべき点などの蓄積を新戦略活かすべき。(61)</p> <p>○現行戦略における取組の進捗を客観的に評価し、進んでいないものは阻害要因が何かを分析した上で、インターネット上など国民がアクセス可能な場に公表すべき。(61)</p>
--	--

(2) 目標を達成するために必要な施策について

分野	意見
1	<p>【全府省庁を統括する組織・法令等の整備について】</p> <p>○全府省庁および地方自治体の責任者からなる「電子行政推進会議」及び閣僚級の専任の行政 CIO の任命および実施組織としての「電子行政推進センター」を設置し、電子行政推進に係る権限および予算についてトップダウンでできる体制を確立すべき。(61)</p> <p>○CIO(最高情報責任者)の専門職認定プロセスを構築すべき。(25)</p> <p>○IT戦略本部が客観的指標の下で関係機関に指示・命令できる仕組みの整備が必要。(33)</p> <p>○デジタル化のためには根拠法令の見直しが必要であり、デジタル社会の基本的な内容を含んだ新たな電子行政推進法を、緊急プランの初年度に成立させるべき。(45)(61)</p> <p>○行政全体の最適化を図るため行政情報共有センター(仮称)を設置し、共通業務に関してはクラウド技術を活用し、情報連携を促進するべき。(61)</p> <p>○IT による自治体等の効率化を妨げているのは、予算の縦割り、無責任体質等。CIO を設置すること等により、まる投げ体質を改めることが必要。(8)</p> <p>○各官庁が相互に連携を取り合い、一省庁でカバーできない部分、例えば内部統制報告制度については直接の所轄官庁である金融庁のみならず、必要な情報システムの指針を経済産業省が示すなどの行動を実施すべき。(12)</p> <p>○国民が利便性の高い電子社会を早期に実現するため、皆が情報利活用を行う前提として、署名や認証の仕方を再整備するとともに、電子申請を原則とするなど、電子政府構想を前</p>

	<p>倒しですすめることが必要。(32)(41)</p> <p>○システムの共用化を進める自治体にインセンティブが生まれるような政策が必要。(53)</p> <p>【システムの使い勝手の改良について】</p> <p>○法務省・登記オンラインシステムの不安定性、使い勝手の悪さ等の問題の元凶は、登記識別情報(権利書に変わる識別コード)の無理した維持にあり、即刻廃止すべき。(5)</p> <p>○PKI 使用に手間がかかり使う気がしない。北欧等の先進事例を調査し、改善すべき。(7)</p> <p>【国民ID番号の導入について】</p> <p>○IT 格差是正には、デジタル図書館、国民 ID・メールの付与等で IT 弱者を救済すべき。(6)</p> <p>○行政機関の垣根を越えて国民一人ひとりを識別する番号制度を早急に実現し、いつでもどこでも国民にとって利用価値や利用頻度の高いサービスを、行政・民間相互間をまたがって受けられる社会を実現すべき。(11)(22)(30)(49)</p> <p>○住基ネットを活用した国民識別番号制度「JAPAN-ID」(仮称)の実現に当たり、具体的な仕組みとして、報漏えいに対する安全性に優れた日本型セクtralモデルを提案する。(11)</p> <p>○国民のアクセスとより優れた相互接続性を促進するため、政府のウェブサイト全てで利用可能な Open ID 技術を導入すべき。(25)</p> <p>○国民IDの実現・データ連携の仕組みを実現し、省庁や自治体の共同利用の推進、環境貢献型データセンターの活用、専門の行政CIOの設置等の電子行政の推進強化することにより、行政事務の効率化を図る。(22)(33)(57)</p> <p>○国民総背番号制度の導入(住基ネットの住民基本台帳番号の適用範囲の拡大)による問題を全て洗い出し、一つずつ潰していけば、メリットの方が圧倒的に大きくなる。(16)</p> <p>○国民 ID や、これら個人情報維持管理メカニズムにおいて、不正な利用が行われていないということに関して監視する第三者機関を設置すべき。(49)</p> <p>○国民IDとして、「ICカード+写真+生年月日+住所など」が記録されている住基カード、パスポート、免許証のいずれでも利用可能な国民利用の申請システムの開発を提案。(53)</p> <p>○外国人労働者の ID 管理を進めるべき。(57)</p> <p>○電子行政のみならず、効率的な IT 社会の実現のためには、企業・個人を一意に特定する共通コードが不可欠であることから、省庁・地方自治体の縦割り構造を排し、企業 ID・国民 ID の導入による情報連携を前提とした業務見直しを行うべき。(49)(57)</p> <p>○企業 ID については、緊急プラン初年度で早急にアクションプラン策定に着手すべき。(61)</p> <p>○国民 ID に関しては、プライバシー保護を担保する仕組みや制度、技術等について、電子行政先進国の事例等も参考に検討を行い、また現在ある住基ネット・住基台帳コードの活用や導入検討が進められている社会保障カードなどの整合性にも鑑みるべき。(61)</p> <p>【電子政府実現のための基盤整備について】</p> <p>○欧米や韓国等の先進国で提供されているワンストップサービス等を我が国で実現するため、地域情報プラットフォームの仕様に基づいた各自治体の電子化を支え、国・自治体の相互連携を可能とするオープンな共通基盤を ASP・SaaS で構築すべき。(19)(35)</p> <p>○安全・安心、健康・医療、環境等の課題解決のため、例えば、平時には地域コミュニティ活性化に寄与するネットワークとなる総合防災対策情報システム等、世界最先端の実利用に供する社会システム構築を国家プロジェクトとして実施することが必要。(20)(22)</p> <p>○ICT インフラ整備が遅れている自治体に対する PC・ネットワーク整備の財政的支援。(22)</p> <p>○国民・企業が電子データの流通・共有化を図るため、各府省及び各都道府県にレジストリ、</p>
--	--

	<p>ポータル、公開デジタル DB からなるデータ流通基盤を整備する。(21)</p> <p>○光ファイバ・広域無線による超高速ブロードバンドネットワークを全国の各家庭等まで整備するとともに、行政、民間の双方において、あらゆる生活拠点においてクラウドと直結し、デジタルIDを用いてクラウド内・クラウド間で様々なサービスの連携を実現する。(30)</p> <p>○無線ブロードバンドを活用した地域公共ネットワークの整備を行い、民間開放を行う。(42)</p> <p>【IT関連調達等における仕様・コード等の統一化について】</p> <p>○自治体等における税金計算方式の完全統一化、税金計算のほかにも、例えば、電子調達方式など、統一すべき業務仕様があるはずで、それらを洗い出し、統一すべき。(16)</p> <p>○住所、氏名における外字の排除、戸籍、住民登録のレベルで、徹底すべき。(16)</p> <p>○経済の競争力確保のため、企業間連携を効率化する業界ごとの業務標準の整備、他業種とのインターフェース情報の標準化(企業コード、商品コード等)が必要。(20)</p> <p>○IT 調達について、2007 年に総務省ガイドラインで要求されている分離調達を実施するための継続的な活動を支援すべき。(25)</p> <p>○政府の調達・入札に係る情報については、国・都道府県レベルでは電子的提供が進みつつあるが、市町村レベルでは浸透していないことから、政府(国、地方自治体)の調達情報を一括して扱い、提供できる取り組みを進めるべきである。(28)</p> <p>○国・自治体におけるB2Gの電子商取引について、契約の電子化を進めるとともに、ユーザーインタフェース、手順、他システムとの連携について統一的な取り扱いが必要。(28)</p> <p>【行政情報等のデジタルアーカイブ化等による情報活用について】</p> <p>○行政や民間の保有する情報を有効活用し、ICTと公共分野の統合を図るべき。そのため従来システムの更新、帳票等の見直し、紙資源の削減効果を行うべき。(2)(3)(4)</p> <p>○その土地の水脈・土壌特性、日照・気象条件、地震・災害、歴史・文化等の様々なデータをデジタル化し、地方自治体、関連機関、企業、個人等で活用できるようすべき。これにより、特に農業や地域の観光といった分野で効果が期待できる。(10)(45)</p> <p>○SNS 等を活用し、民間の行政への意見をくみ上げる施策を追加してほしい。(15)</p> <p>○自治体も含めた行政文書のデジタル化を進め、IT 技術をもつ知的雇用者を創出する。(18)</p> <p>○デジタル化・データ長期保存の際、長期見読性・セキュリティの観点からフォーマットを PDF に統一し、かつ、目次からリンク付けする等検索性を向上させるべき。また、行政機関の報告書も標準化されたフォーマットである PDF 媒体で納入させるべき。(18)</p> <p>○行政情報の民間での活用を通じ、新たな情報処理サービスや産業の創出を図る。(61)</p> <p>○アーカイブ化は単純なイメージスキャンではなく、データとしての利活用が可能な形式で電子化するとともに、一律のアーカイブ化は避け、対象ドキュメントの峻別を行うべき。(61)</p>
2	<p>【医療情報の電子化について】</p> <p>○レセプトオンライン化に実現による医療費削減等、医療分野へのデジタル情報活用(1)(2)</p> <p>○ベッド数が 400 床未満の病院に標準電子カルテ導入費用の全額還付を行うべき。(25)</p> <p>○病院・診療所の電子化(診療録、検査データ等のデジタル管理・利用)を推進すべき。(26)</p> <p>○医療過誤防止のため、指標の統一、インシデントレポートの共有、全国規模の分析を図る。(26)</p> <p>○年金特別便について IT を活用すべき。(57)</p> <p>○電子カルテに対する補助事業を行い、小規模医療機関の情報のデジタル化を促進すべき。約 11 万医療機関の追加投資は試算で約 2 兆円だが、数年に分割して段階的に実施。(61)</p>

	<p>【遠隔医療の導入について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民利便性の向上及び医師不足解消のため、遠隔医療の導入について一定の指標（例えば、2015年に診療期間の50%に遠隔医療システムを配備する等）を掲げるべき。(24) ○高解像度のテレビ電話システムの普及により、在宅診療を実現する等、病気の遠隔診断及び措置を促進するための機材の取得に対し助成金を支給するとともに、遠隔医療の経済性の研究費を支援し、分析の基礎となるレセプトの電子化をすすめるべき。(25)(30)(50) ○過疎地医療を念頭に、ICTを利活用した遠隔医療への取組を進めるため、実証・検証の取組を奨励することに加え、政策的経費を投入してセキュアなネットワーク構築とこれを活用した異なる診療科の専門医の間での連携を進めてほしい。(18) ○SaaSベースのレセプト等電算システムの整備、遠隔医療の推進。(42) <p>【社会保障番号の導入について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域での二重処方・検査の防止等のため、保健医療番号の導入、電子お薬手帳の導入、薬剤全件マスタの導入を図るべき。(26) <p>【医療のオンライン化のための基盤整備について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検査データ等の効率的な利活用を図り、119番通報時の遠隔一時診療実施による、軽微な処置と緊急搬送の緊急性判断を実現するため、全医療施設を結ぶ、高速・セキュアなネットワーク基盤を構築すべき。(26)(30) ○医療従事者のHPKI基盤を推進すべき。(26) ○地域医療連携で促進すべきものに関してはインセンティブを付与すべき。(26) ○各地域・分野での全国規模での整合性を図る主体者を官民スルーシアサインすべき。(26) ○救急指令と病院のネットワーク化し、病院の受け入れ可否情報のシステムを高度化することにより、受け入れ拒否の起こる可能性を低減し、救急搬送を最適化するとともに、搬送中の救急車から病院への動画・生体情報を伝達し、搬送中の適切な処置の改善を図る。(30) ○小規模医療機関における電子カルテに対する補助、カルテの電子入力などを専門とする「医療クラーク」の人員を拡充、地域チーム医療の連携基盤の整備、「診療情報」「健康情報」「レセプト情報」等を統合的に活用する新サービスの環境整備が必要。(33)(61) ○SaaSベースのレセプト等電算システムの整備、遠隔医療を推進すべき。(42) ○健康長寿社会に向け、「診療情報」「健康情報」「レセプト情報」を統合的に活用するサービスの環境整備、情報家電の医療分野への適用、遠隔医療の速やかな実施、医療版インシデント・レスポンス手順書の整備、患者目線での医療情報の提供が必要。(43)(61) ○デジタルインフラを活用し、地方の診療所と技術をもった大学病院を結ぶことが可能。(52) <p>【医療品のオンライン販売について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般用医療品のオンライン販売を禁止する省令を却下すべき。(25)
3	<p>【環境対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○印刷物削減によるエコ等、デジタル情報・技術の環境負荷軽減。(2)(37) ○わが国は、省エネルギーやグリーンIT等最先端の技術を有しており、官主導による国内外のルール化、国家戦略的な情報管理のフレームワークの検討と具体的なシステム構築・運用により、産業力強化のための盤石な基盤を築くとともに、低炭素社会に向けた環境対策情報を世界に向けて発信し、新産業の創出や経済の活性化につなげる。(20)(24)(61) ○よりエネルギー効率のよいエネルギー供給及び送電網への投資への奨励金を導入するなど、省エネ効果の高いITソリューションの導入を早期に実現することが必要。(42)(25)

- 太陽光発電パネルを取り付ける家屋所有者への奨励金額を引き上げるとともに、これにより作り出されたエネルギーの販売、交換できる枠組みを作るべき。(25)
- 街灯の LED 照明化や家庭やオフィスにおけるエネルギー消費量の「見える化」、高度道路交通システム活用による二酸化炭素削減等、ICT 機能を付加したユビキタスインフラの構築により、IT そのものの環境負荷低減などを普及・促進するべき。(56)(61)
- エコ通貨の提案。(4)
- 【地域社会・中小企業のIT化について】
- 中小企業や農林水産業のデジタル情報の活用等、ICTと他産業との結合が重要。(2)(4)
- 情報の利活用及び施設の連携の効果を理解し、積極的に参画する人を増やすため、技術的支援、関係者のマッチングを行う組織を地方単位に創設し、地域企業の実態に即したきめ細かな IT 化を持続的に推進する構成を地域自ら構築することが必要。(20)(26)
- 中小企業による製品やサービスの世界レベルでのマーケティング支援を目的としたセミナー等をリードしてもらうため、会議を開催し、オンライン・コマースを促進する製品やサービスを売り出している国内外の企業を招待する。(25)
- MVNO(仮想移動体サービス事業者)としての新しい事業活動を中小企業に普及するため、政府補助金を支給すべき。(25)
- 地域社会が疲弊し、崩壊している現在、地域社会は重要なキーワードと考える。(28)
- Web取引について中小企業が求める標準の確立、啓蒙による知識の底上げが重要(29)
- J-SaaSをはじめとした国の IT 支援策により、中小企業の IT 経営を推進し、デジタルデバイドを解消することが必要。(40)(41)(42)
- 中小企業の IT 投資活性化策が必要(投資促進税制の拡大等)。(42)
- 地域情報のプラットフォームは、クラウドコンピューティング技術によって実現すべきであり、データセンターを産・官・学・民の協働において構築・運用すべき。(51)
- 人と人との結び付きを重視する社会への転換のため、地方の潜在力を引き出すツールとしてITを利用する政策を全面に打ち出すべき。(51)
- 公共の場(公民館や図書館など)に古いIT 機器を置くと、IT 機器廃棄による環境への影響も削減が可能、ITの利便性、課題などを広く住民に知らしめる役割も担わせる。(53)
- 現行の中小企業 SaaS プロジェクトの拡充など、利用者サイドの支援を強化し、産業界全体への IT 経営の浸透を図るべき。(61)
- 【農業分野におけるIT化について】
- 衛星センサーにより農作物の生育状況を把握する等、農業の情報化を図る。(22)
- POS データ収集による需給予測の精緻化、食のリサイクルによる需要量の適正化、生産ノウハウをデータベース化し食品流通基盤を整備。(22)
- センサー・ネットワーク等の活用により、農地管理・作物管理を効率化し、デジタル技術活用による農業活性化により、食料自給率向上及び農業における雇用拡大等を実現。(30)
- ICタグの導入により、トレーサビリティ確保による消費者への安心・安全の提供や、流通過程の効率化を実現するとともに、電子決済の導入により、生産者と消費者を直接つなぎ、生産者からの直接販売を実現し、生産者と消費者双方の付加価値向上を図る。(30)
- 超高速ブロードバンドネットワーク整備により、生産者、流通、消費者相互間、及び生産者相互間の連携が可能となり、新たなサービスを生み出せるようにする。(30)
- 農家や漁家のためのデジタル・マーケティングへの参入。(36)

	<p>【高度道路交通システムの推進について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ITS は「より安全で効率的な移動手段の提供」によって国民生活向上に貢献するものであるとともに、IT・エレクトロニクス産業界の事業機会拡大によって経済の活性化に貢献することから、さらに加速した取組みが必要であり、ITS の基盤整備を進める。(24)(39) ○ITS による運輸部門からの CO2削減。(39) ○ITS の高度化を加速するべく、現在の実証実験が実験だけで終わることがないように、インフラ整備計画など実現に向けた道筋を明確にした緊急プランを早急に作成するべき。(61) <p>【テレワークの推進について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○カメラ付携帯電話を使った栄養管理システム等によるテレワークの企業戦略が必要。(34) ○豊かで活力ある社会を実現するとともに、CO2 削減や雇用創出・就労者人口の増加につなげるべく、個人・組織・社会それぞれがテレワークの普及促進を図るべき。(27)(42)(61)
4	<p>【人材育成について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○IT 関連用語の語彙力の向上等、デジタル時代の人材育成。(2)(3) ○高学歴主婦、健康な高齢高度人材等リソース化されていない高度人材のリソース化。(14) ○情報検索・収集・整理、加工・編集、類推等の創造活動を e-ラーニングとして提供。(14) ○シニア IT 技術者の知識・経験・技術(IT スキル)を若年層教育やデジタルデバインド対策の場で活かすための施策の充実が必要。(24) ○アジア経済圏を視野に入れ、高度人材育成及びIT利活用(リテラシー向上のリーダーシップ)等において、情報活用経済圏としてのリーダーシップを取っていくことが必要。(29) ○高度 IT 資格制度の整備。(35) ○IT リテラシーの向上のため、IT 駆け込み寺的なビジネスへの助成。(42) ○IT関連の知識や技能の向上に触れることが少ない中小企業の幹部や、実際の申請業務を行っている国家資格者などに、講習会などを活用して普及を図るべき。(51) ○団塊の世代は IT が急拡大した時代に企業でそれを利用しており、これらの機器を再利用し、運用して行く能力は十分に持っている。これを有効に使うことを考えたい。(53) <p>【教育機関におけるインフラ等の整備について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本の将来を担う子供に情報リテラシー教育を行うため、クラウド型ICT環境を構築。(14) ○金融知識、英語等教える側の問題で滞っている分野のコンテンツ作りも検討すべき。(14) ○教育改善のため、教材設計・実装、教育要員トレーニング等に必要な教育情報データベースやヘルプデスク等の運用環境を構築。(14)(22) ○教育の現場で教師のサポートおよび、児童・生徒の個別サポート等 e-ラーニングを補完するフェース to フェースのサポート体制を整備して雇用創出。(14) ○学校のPCを早期更新し、ブロードバンド環境及び構内の高速無線通信を整備するとともに、安価なPCを導入することにより、デジタル情報・技術の活用を推進。(14)(22)(25)(42)(54) ○デジタル技術の導入が遅れている学校においては、システムの維持・保守だけではなく、デジタル情報・技術の活用を支援することができる人材が必要。緊急雇用対策の一環とする。(54) ○産学の連携によるカリキュラム標準の見直しや産業界の人材が教員として PBL(Project Based Learning)等の実践的な教育が行えるよう環境整備を図ることが重要。(20) ○国民全体のITリテラシーの向上とπ型人材(デジタル+専門分野)の創出を最も重要な柱とし、教育機関におけるテレビを活用したデジタルネットワーク整備、教師の IT リテラシー向

	<p>上、ユーザインタフェース研究等の実施が重要。(24)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各生徒へのタブレットPC等の配布、教室への電子黒板等の整備、学校・家庭・学習塾等を超高速ブロードバンドネットワークを用いて接続し、授業・教材をデジタル化すべき。(30) ○教材のダウンロードを行う電子教科書の採用や全国の通学路経路等を含め日本の隅々までをカバーする携帯電話網の整備により、紙資源消費の削減、教材の多様化・授業の効率化による学習意欲・学力向上を図る。(30) ○日本の優れたデジタル網、液晶テレビ、ビデオ技術、アニメーション技術を使用すれば、優れた自習システムの構築が可能。(52) ○教員1人1台のコンピュータの早期配備と学校業務システム構築推進してほしい。(54) <p>【ナショナル・センターの設立について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○最先端の複合型の高度 IT 人材を高等教育機関から年間 1,500 人規模で社会に送り出すための仕組みとして、緊急プラン期間中にナショナル・センターを設立し、経済危機により早期退職した優秀なIT人材を教員として新たに雇用すべき。(61) ○ナショナル・センターにおける研究や教員育成の成果を実践する場として附設大学院を併せて設立すべき。(61)
5	<p>【研究開発について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ネットワークの仮想化・クラウド対応と大容量フォトニックネットワーク実現のための研究開発が急務。(22) ○自動車産業における制御アルゴリズムを実現するためのソフトウェアの大規模化に対して、Dパワーを用いて、効率的に信頼性の高いソフトウェアを開発してほしい。(31) ○大規模化したソフトウェアの信頼性・開発の生産性の向上、開発プロセスの確立やスキル管理などのソフトウェアエンジニアリング手法を用いた効率的な開発環境の実現支援、車載ソフトウェアベンダ、ツールベンダの育成支援、競争力強化を図る施策を期待。(31) ○基礎技術(秘密分散技術)を周辺技術と組み合わせ、原理的にも非常に安全な新たな情報基盤を構築することにより、様々な分野での利用・応用が可能。(60) ○研究開発と並行して特定の地域社会をモデルと位置付け、実験後の速やかな実用化を前提とした実証実験の実施を促進すべき。(61) <p>【安全・安心な社会の実現について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○振込み詐欺防止による安全・安心社会の実現のため、振込み詐欺対策となる口座監視システム導入促進に対する財政的支援(補助金、税制面での優遇措置等)。(24) ○重要インフラ等における情報セキュリティの向上。(37、38) ○世界最先端のデジタル産業の更なる発展のため、各キャリアの「モバイル・インターネット視聴率データ」を調査機関等が利用できるルール作り等「秩序ある開示方法」を確立。(47) ○現インターネットは、停電対策がされていないため、地震などの災害対策にもかんがみ、つながる技術に加えて、切れない技術、必要な情報を伝送する技術の開発も必要。(52) ○河川情報の見える化や建物・道路等の老朽化の見える化を図るためのセンサーやカメラの設置といったインフラ整備等、政府や地方自治体、民間の災害対策を支援すべき。(61) <p>【電子商取引の普及について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電子マネー(Edy・Suica・PASMO・ETC カード等)の更なる普及促進・利活用を進める。(15) ○現在の経済危機の間、オンラインでの物品またはサービスの購入に対する消費税の課税を一時的に免除すべき。(25)

- 企業・団体単独の個別最適ではなく、EDIシステムを用いた情報共有による企業間連携の推進と関連技術開発等による、汎用 EDI プラットフォームの普及を推進。(29)(40)
 - 電子商取引主体者(消費者も企業も)がIT技術を用いあらゆる無駄を破棄し、活発に価値を創造し、必要な情報を必要な人と連携して夢を実現できる持続と成長を兼ね備えたデジタル成長社会が必要である。(32)
 - 電子商取引の日本国内の市場規模の数値目標を作成し、この目標を達成するため、IT化に対応した人材の育成、電子商取引促進策(インセンティブ)導入、規制等の見直し(著作権、医薬品、決済関係、不適切な商慣行の是正等)が必要。(58)
- 【地理空間情報の活用について】
- 施工管理システムの工事図面を使用した地理空間情報収集管理システムと、行政や民間が現在使用している各種GISを殆どそのまま利用出来る、ISO/TC211とJPGISに準拠した「地理空間情報提供の為の組織の構築」が必要。(9)
 - 位置情報の定義PIsを採り入れ、企業間の情報共有ルールについて国際相互運用性を考慮し、違算のない取引データ品質管理を実現していくこと。(32)
 - GISデータの共有化による保管場所等削減や防災・防犯面の向上等、GISの普及。(37)
 - 地理空間情報を媒介として、リアルライフ支援型のデジタル情報技術・サービスの連携・高度化施策を、「デジタル時代への…施策」に追加することが必要。(59)
- 【その他】
- デジタル情報・技術が活用されていなかった分野への活用・導入を図る施策(3)
 - ロボットなど、ものづくりとITの融合領域の強化を政策として打ち出してはどうか。(13)
 - デジタル技術の発展、通信・放送の融合・連携の進展に伴い、オープン、イノベーション、経済原則の働くサービス・モデルの適用を可能とする官民一体の環境整備が必要。(24)
 - 利用時点情報を把握するため、新たな測位技術・電子タグなどの情報デバイスを普及させるとともに、利用時点情報の情報開示による利活用についての制度を整備し、企業を超えた情報連携による調達(EC)・物流(ロジスティックス)の最適化を進め、サプライチェーンマネージメントやリユースの効率化(CO₂削減)を実現。(32)
 - 消費者・顧客間や、大企業と中小企業間での情報の利活用と保護のあり方について、利用時点情報収集についてのガイドラインをはじめ、消費者のコンセンサスを得る方法を確立するとともに、5W1H(いつ、どこで、誰が)に応じた新たな情報保護を実現する。(32)
 - 「人にやさしい人間中心のデジタルジャパンの実現」という概念を加え、効率化、高度化と人間性を復活させるため、人間介在の情報サービスセンター構築が必要。(44)
 - 緊急雇用対策と将来に繋がる情報インフラとして、会社及び株式情報のデータ整備と、投資知識により選別された大量データに基づくユビキタス投資判断指標の提供を提案。(48)
 - 独立系IT研究開発型企业について、企業・発明者の知的財産の確保をはじめ、会計基準の見直し、上場基準の見直し、税制上の配慮、保証協会等支援等を行う。(55)